

1．件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング  
(351)」

2．日時：令和2年8月3日(月)10時00分～10時23分

3．場所：原子力規制庁 8階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、二平係員

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他3名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、提出資料に基づき、MOX施設の加工事業許可申請書の工事計画で示されているホット試験の記述の扱いについて説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について整理するよう求めた。

・使用前事業者検査における検査項目については、設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)において、検査の方法に係る事項として改めて整理すること。その際、再処理施設における設工認申請に係る検討状況を踏まえること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6．その他

提出資料

「事業許可申請書(MOX燃料加工施設)の「加工施設の工事計画」における「ホット試験」の記載について」